

2026年7月21日

一般社団法人“人間と性”教育研究協議会

障害児・者サークル 世話人一同

学習指導要領における「歯止め規定」の撤廃と

障害のある子どもたちの実態に即した包括的性教育の推進を求める声明

【趣旨】

私たちは、障害のある子どもたち（知的障害、発達障害、肢体不自由、視覚・聴覚障害、病弱等）の教育と福祉、そして日々の暮らしの豊かさを支える立場から、すべての子どもたちの尊厳と安全が守られる社会を目指して活動しております。そして、障害児・者の健やかな発達と幸せな人生を願う多くの保護者、支援者そして当事者たちとともに実践と研究を重ねてきました。“障害”のある人々（障害児・者）は従来、性的な存在と考えられていませんでした。しかし、人間が性的存在である限り“障害”のある人々も性的存在であることは当然です。

現在、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められています。私たちは、現行の学習指導要領に存在する、いわゆる「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」「妊娠の経過は取り扱わないものとする」といった性教育における「歯止め規定」が、教育現場を萎縮させ、子どもたちが健やかに生きるための権利を侵害していると考えます。

特に、社会的な障壁や発達上の特性から、性に関するトラブル（被害・加害の双方）に巻き込まれるリスクが高い障害児にとって、正確で具体的な性の知識は「自らの命と尊厳を守るためのセーフティネット」そのものです。

子どもたちの生涯にわたる安全と自立、そして人権を保障するため、学習指導要領における「歯止め規定」を完全に撤廃し、国際基準に準拠した「包括的性教育」を学校教育、とり

わけ特別支援教育において実践できるよう、以下の通り強く要望いたします。

【要望項目】

1. 学習指導要領（小・中・高等学校および特別支援学校）における性教育の「歯止め規定」を完全に撤廃すること。
2. 障害特性に応じた「具体的かつ視覚的な指導」や「性的同意」「プライベートゾーン」等に関する指導を、学校現場が自己規制することなく実践できるよう、指導要領および解説書に明記すること。
3. 特別支援教育に携わる教職員が、萎縮することなく専門的・実践的な性教育を行えるよう、国としての財政的・制度的支援（教材開発、教員研修の充実等）を行うこと。

【理由】

1. 被害・加害を防ぎ、自分と他者を守る「サバイバルスキル」としての性教育の必要性

知的障害や発達障害のある子どもたちは、他者との心理的・物理的距離感を測ることや、他者の意図を正確に読み取ることが苦手な場合があります。また、「嫌だ」と拒絶する意思表示（アサーション）が困難なケースも少なくありません。こうした特性は、性被害のターゲットにされやすいという脆弱性につながります。さらに、十分な教育を受けていないがために、悪気なく相手のプライベートゾーンに触れてしまうなど、本人が気づかないうちに「加害者」の立場に立たされてしまう悲劇も後を絶ちません。「妊娠の仕組み」や「避妊」、「性的同意」に関する知識は、子どもたちが性的搾取や望まない妊娠、性感染症から身を守り、同時に他者の尊厳を傷つけないために不可欠な防衛手段（サバイバルスキル）です。情報を隠すことは保護ではなく、子どもたちを無防備な状態のまま危険に晒すことに他なりません。

2. 特性に配慮した「具体的・直接的アプローチ」を阻む歯止め規定

知的障害や自閉スペクトラム症（ASD）のある子どもたちの多くは、曖昧な表現や抽象的な比喩（「赤ちゃんは自然にできる」「お互いを大切にする」など）を理解することが困難です。彼らが知識を身につけ、実際の行動に結びつけるためには、イラストや模型を用いて「射精」「月経」「受精」「避妊（コンドームの正しい使用法など）」を、個別かつ具体的に伝える必要があります。しかし、現行の指導要領に存在する「歯止め規定」や、かつての性教育への政治的介入の歴史（バッシング）は、現場の教職員に「どこまで教えてよいのか」という過度な不安と自己規制（萎縮）を生んでいます。障害特性に合わせた「合理的配慮」としての具体的な教育が、歯止め規定の存在によって阻まれている現状は極めて深刻です。

3. 身体発達と精神発達のギャップ、社会生活におけるルール教育の保障

知的障害を伴う子どもたちであっても、身体（二次性徴）は定型発達の子どものみならず、同様に大人へと変化します。自分の身体や性衝動の変化（射精、月経、マスターベーション等）に対して、理由がわからないままパニックに陥ったり、不適切な場所での行為によって周囲

との摩擦が生じたりすることがあります。

これらは、決して「障害ゆえの問題行動」ではなく、適切な教育が行われていないことによる「教育の不備」です。学校という安全な環境で、「身体の変化は自然なことである」と肯定的に教え、「マスターベーションは個人の部屋などプライベートな場所です」といった具体的な社会ルール（マナー）を教えることは、本人の QOL（生活の質）と自立を支える上で不可欠なプロセスです。

4. 「人権の主体」としての権利保障（国際条約の遵守）

日本が批准している「子どもの権利条約」や「障害者権利条約」において、障害のある人もまた「性の主体」であり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保障されるべきだと定められています。「障害があるから理解できないだろう」「子どもに性は早い」という一元的な見方で教育を制限することは、合理的配慮を欠いた「教育からの排除」であり、重大な人権侵害です。国連の女性差別撤廃委員会や子どもの権利委員会、障害者権利条約委員会や国連人権理事会からも、日本における性教育の不十分さや、学習指導要領の制限に対する懸念が繰り返し表明されています。

【結びに代えて】

障害のある子どもたちは、いずれ学校を卒業し、地域社会という多様な人々が生きる場へと巣立っていきます。彼らが一人の尊厳ある人間として、自分自身の体と心に自信を持ち、他者と良好な関係を築きながら安全に暮らしていくために、学校における性教育が果たすべき役割は計り知れません。

文部科学省におかれましては、教育現場に根深い「萎縮の壁」を打破し、すべての子どもたちに「生きるための学び」を等しく保障するため、今回の学習指導要領改訂において「歯止め規定」を完全に撤廃し、包括的性教育の導入へと大きく舵を切っていただくよう、心より強く要望いたします。

以上